

## ○景観審議会規則

平成21年 8月14日規則第50号  
平成25年 9月 6日規則第37号  
改正 令和 4年 3月31日規則第29号

(趣旨)

**第1条** この規則は、景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）第2条第1項の規定による許可（同条例別表第4に掲げる特例基準に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。）第7条第1項の規定による景観形成等基本方針の決定又は変更に関すること。
- (3) 景観条例第7条の2第1項の規定による地域景観形成等基本計画の決定又は変更に関すること。
- (4) 景観条例第8条第1項又は第3項の規定による景観形成地区の指定又は変更に関すること。
- (5) 景観条例第9条第1項の規定による景観形成基準の決定又は変更に関すること。
- (6) 景観条例第12条の2第1項の規定による建築物等、広告物等又は自動販売機に係る勧告に関すること。
- (7) 景観条例第13条第1項の規定による建築物等その他の物件に係る要請に関すること。
- (8) 景観条例第15条第1項又は第3項の規定による広域景観形成地域の指定又は変更に関すること。
- (9) 景観条例第16条第1項の規定による広域景観形成基準の決定又は変更に関すること。
- (10) 景観条例第19条の2第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る勧告に関すること。
- (11) 景観条例第20条第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る要請に関すること。
- (11)の2 景観条例第20条の4第1項又は第3項の規定による景観形成重点区域の指定又は変更に関すること。
- (11)の3 景観条例第20条の5第1項の規定による景観形成重点基準の決定又は変更に関すること。
- (11)の4 景観条例第20条の7第1項の規定による建築物等、広告物等又は自動販売機に係る命令に関すること。
- (11)の5 景観条例第20条の7第2項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る命令に関すること。
- (12) 景観条例第21条の2第1項又は第3項の規定による星空景観形成地域の指定又は変更に関すること。
- (13) 景観条例第21条の4第1項の規定による星空景観形成照明基準の決定又は変更に関すること。
- (14) 景観条例第21条の6第1項の規定による照明器具の設置又は使用に係る命令に関すること。
- (15) 景観条例第21条の10第1項又は第5項の規定による景観形成重要建造物等の指定又は指定の解除に関すること。
- (15)の2 景観条例第21条の14第2項の規定による保存活用計画の認定又は変更の認定に関すること。
- (15)の3 景観条例第21条の18第1項の規定による認定景観形成重要建造物に係る命令に関すること。
- (15)の4 景観条例第21条の20第2項の規定による保存活用計画の認定の取消しに関すること。
- (15)の5 景観条例第21条の22第1項又は第5項の規定による景観遺産の登録若しくは変更又は登録の抹消に関すること。
- (16) 景観条例第22条第1項の規定による大規模建築物等景観基準の決定又は変更に関すること。
- (17) 景観条例第25条の2第1項の規定による大規模建築物等に係る勧告に関すること。
- (18) 景観条例第26条第1項の規定による大規模建築物等に係る要請に関すること。

- (19) 景観条例第27条の2第1項の規定による特定建築物等景観基準の決定又は変更に関する  
こと。
- (20) 景観条例第27条の2の4第1項の規定による特定建築物等に係る勧告に関する  
こと。
- (20)の2 景観条例第27条の2の5第1項の規定による特定建築物等に係る命令に関する  
こと。**
- (21) 景観条例第27条の2の7第1項の規定による特定建築物等に係る要請に関する  
こと。
- (22) 景観条例第27条の7第1項の規定による審査意見書の作成に関する  
こと。
- (23) 景観条例第27条の8の2第1項の規定による再審査意見書の作成に関する  
こと。
- (23)の2 景観条例第27条の18第1項の規定による建築物等その他の物件に係る勧告に関する  
こと。
- (23)の3 景観条例第27条の19第1項の規定による建築物等その他の物件に係る命令に関する  
こと。
- (24) 景観条例第27条の22第1項の規定による空地利用等景観基準の決定又は変更に関する  
こと。
- (25) 景観条例第27条の22第3項の規定による空地の利用等に係る勧告に関する  
こと。
- (26) 景観条例第29条の6第1項の規定による公共施設景観指針の決定又は変更に関する  
こと。
- (27) 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。以下「広告物条例」という。）第4条第1  
項第1号から第3号まで、第7号から第10号まで若しくは第12号から第15号までの規定による  
区域又は同項第18号の規定による地域若しくは場所の指定に関する  
こと。
- (28) 広告物条例第5条第1項第6号又は第14号の規定による区域又は物件の指定に関する  
こと。
- (29) 広告物条例第6条第2号から第4号までの規定による区域の指定に関する  
こと。
- (30) 広告物条例第11条の規定による許可の基準の決定又は変更に関する  
こと。
- (31) 広告物条例第23条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による  
広告  
景観モデル地区の指定又は変更に関する  
こと。
- (32) 広告物条例第24条第1項の規定による広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準  
の決定又は変更に関する  
こと。
- (33) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑条例」とい  
う。）第7条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による緑豊かな環境  
形成地域の指定又は変更に関する  
こと。
- (34) 緑条例第8条第1項の規定による地域環境形成基本方針の決定又は変更に関する  
こと。
- (35) 緑条例第13条第1項（緑条例第14条において準用する場合を含む。）の規定による環境形  
成区域の指定又は変更に関する  
こと。
- (36) 緑条例第15条第1項の規定による地域環境形成基準の決定又は変更に関する  
こと。
- (37) 緑条例第16条（緑条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による開発行為の許  
可又は開発行為の内容の変更の許可に関する  
こと。
- (38) 緑条例第32条第1項又は第33条第1項の規定による整備計画の認定又は整備計画の変更の  
認定に関する  
こと。
- (39) 前各号に掲げるもののほか、風致地区内における建築等、景観の形成等、屋外広告物及び  
緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項に関する  
こと。
- 2 審議会は、風致地区内における建築等、景観の形成等、屋外広告物及び緑豊かな地域環境の形  
成に関する事項について、知事に建議することができる。

（組織）

**第3条** 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 県議会の議員
  - (3) 関係市町の職員
  - (4) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第5条** 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第7条** 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。
- 6 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(幹事)

**第8条** 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について委員を助ける。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年9月14日から施行する。  
(兵庫県広告物審議会規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 兵庫県広告物審議会規則(昭和37年兵庫県規則第71号)
  - (2) 景観形成審議会規則(平成5年兵庫県規則第23号)
  - (3) 緑豊かな環境形成審議会規則(平成6年兵庫県規則第14号)(招集の特例)
- 3 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則(平成25年9月6日規則第37号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則(令和4年3月31日規則第29号抄)**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。